

労働安全総点検運動

を展開しています。

当署管内の労働災害発生状況は、平成 22 年以降 2 年連続して増加し、平成 23 年は 1,466 人（休業 4 日以上。そのうち 10 人は死亡。）となっております。

このような状況を打開し、死亡災害の撲滅及び労働災害の減少を図るため、本年 4 月より当署では、「労働安全総点検運動」を展開しております。

取組の概要は以下となっておりますので、管内事業場の皆様におかれましても、積極的に取り組んでいただき、死亡災害の撲滅及び労働災害の減少を共に目指していただきますようお願いいたします。

取組の概要

- 署及び各団体を通じた労働安全に関する情報提供（5 月～）
- 各事業場における自主点検の実施（5 月～6 月）
- 署による監督・指導の重点実施（通年）

（参考）当署における労働災害の発生状況の比較（平成 22 年）

組織名	休業 4 日以上（人）	死亡災害（人）
船橋労働基準監督署*	1,404	12
千葉労働局（千葉県全体）	4,973	44
福井労働局（福井県全体）	777	8
山梨労働局（山梨県全体）	702	14
鳥取労働局（鳥取県全体）	457	8

*船橋労働基準監督署の管轄は、船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市です。



この件に関するお問い合わせ先

船橋労働基準監督署 安全衛生課 所在地・船橋市海神町 2-3-13 電話・047-431-0196

（裏面もご覧下さい。）

特にこのような災害等が発生しています！

1. トラック等の荷台での作業中の災害

①トラック等の荷台での作業中にバランスを崩し墜落する、②荷台から（自ら）飛び降り、着地の際に骨折する、③クレーンを用いた作業中に荷に挟まれる、といった災害が後を絶ちません。

①荷主による作業環境の整備、②昇降設備を使用させる等、荷台から飛び降りないといった作業員への教育、③クレーン作業に無資格者を就かせない、④クレーン運転に係る合図を確実に行わせるといった対策が必要です。

2. 非定常作業、短期間作業中の災害

設備の補修や部品の交換、樹木等の剪定、解体工事、地震・台風等の自然災害への対応等、普段行わない作業や短期間で終了する作業において、安全な作業場所や十分な足場の確保を怠ったために、梯子や高所から墜落する等の災害が後を絶ちません。

「ちょっとした作業だから」ではなく「ちょっとした作業だからこそ」という認識を徹底する必要があります。

3. 機械の清掃等の際の巻き込まれ災害

機械の清掃や異物の除去の際に、機械を停止しなかったために、手等身体の一部を巻き込まれる災害が後を絶ちません。

危険箇所への覆いの設置を徹底するほか、清掃等の際の機械の停止の徹底、清掃等の作業マニュアルの整備等の対策が必要です。

4. 無理な作業姿勢による腰痛等

重量物の取扱い業務や介助業務（社会福祉施設）において、無理な姿勢や想定外の負荷がかかることにより腰痛を発症する災害が後を絶ちません。

複数人による作業、適当な機械設備の使用等及び腰痛予防対策が必要です。

5. 過重労働による健康障害

長時間労働による脳・心臓疾患、精神障害等が増加しています。

タイムカード等を用いた労働時間の適正把握、健康診断の確実な実施、長時間労働した者への医師の面接指導、心の健康づくり計画の整備等を行う必要があります。

これらの災害を防止するために、法令遵守はもちろん、リスクアセスメントを積極的に展開しましょう。